

# 災害時（土砂・津波・洪水）の 避難確保計画

※ 川東校区リスクマップ資料含む

新居浜市立川東中学校

2020年 9月 作成



## 1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第1項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

## 3. 計画の適用範囲

この計画は、本校に勤務する者および生徒生徒、または出入りする全ての者に適用するものとする。

### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 516名	昼間 52名	休日 200名	休日 15名
夜間 0名	夜間 0名		

## 4. 防災体制に関する事項

### (1) 各班の任務と組織

#### 1) 各班の任務

##### ① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。  
また、前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

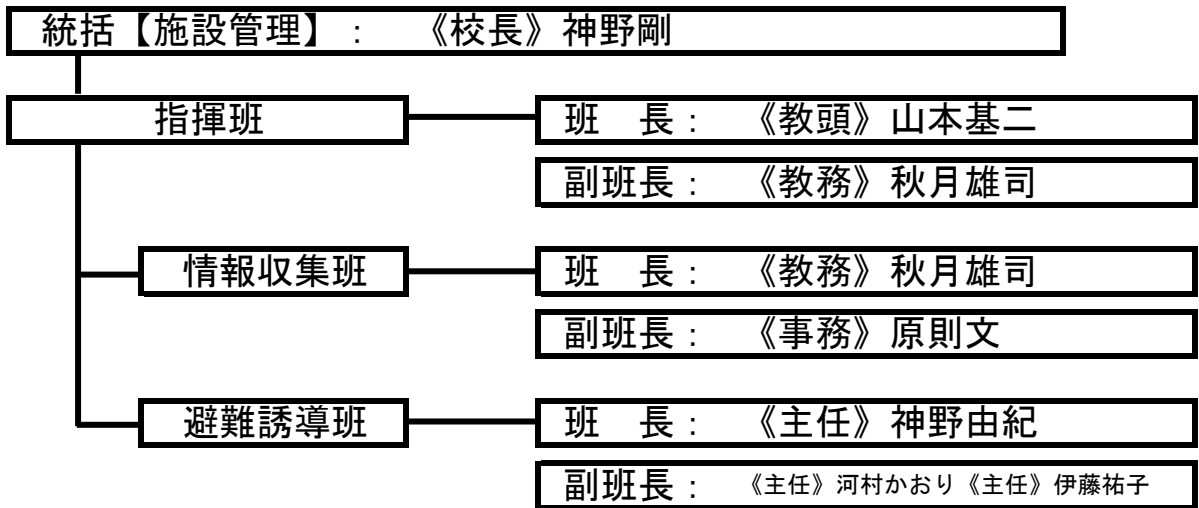
##### ② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

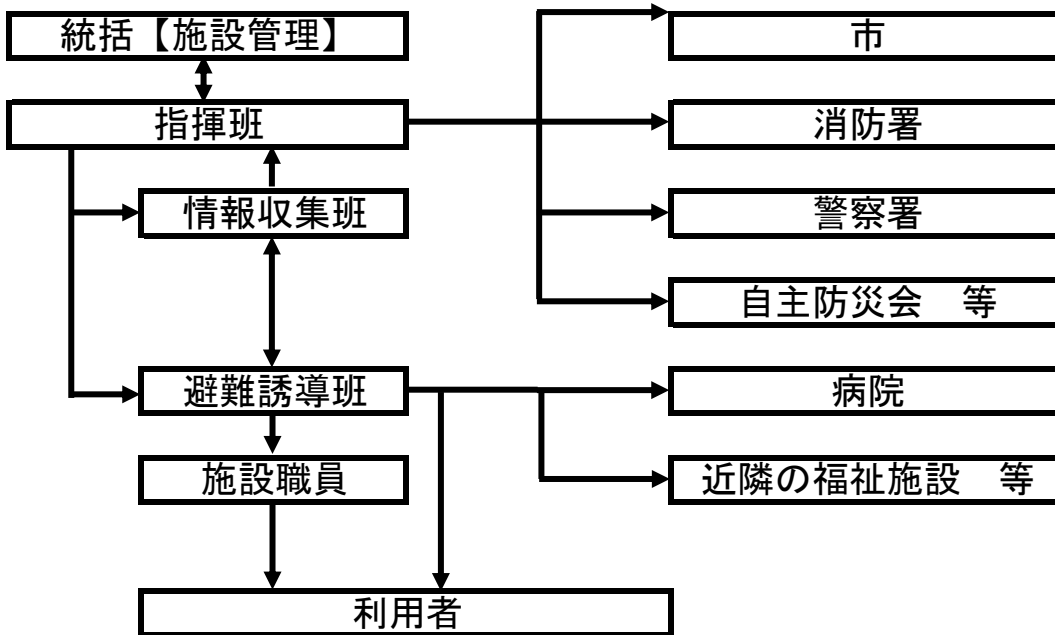
##### ③ 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、前兆現象などを発見した場合には、情報収集班への報告を行うとともに生徒生徒及び利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 自衛水防組織図



(3) 連絡体制図



## 5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

### (1) 防災体制確立の判断時期及び役割分担

体制確立の判断時期		活動内容	主対応
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新居浜市に気象に関する注意報発表</li> <li>● 新居浜市台風接近が予想される時</li> </ul>	注意体制確立	気象情報等の情報収集	指揮班 情報収集班
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新居浜市に気象に関する警報発表</li> <li>● 新居浜市神郷地区に避難準備・高齢者等避難開始の発令</li> <li>● 新居浜市神郷地区に土砂災害危険度情報発表</li> </ul>	警戒体制確立	気象情報等の情報収集 避難準備(開始) 避難誘導	(全職員) 指揮班 情報収集班 避難誘導班
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新居浜市神郷地区地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令</li> <li>● 新居浜市神郷地区に土砂災害警戒情報発表</li> </ul>	非常体制確立	気象情報等の情報収集 関係機関等への連絡・通報 避難誘導	(全職員) 情報収集班 指揮班 避難誘導班

### (2) 事前対策

台風の接近などあらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合は、休校(園)などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

### (3) 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。また、前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

【主な情報収集方法】

収集する情報	収集方法
気象情報	市役所等 テレビ・ラジオ メール配信サービス インターネット ● 防災情報 ( <a href="http://www.city.niihama.lg.jp/">http://www.city.niihama.lg.jp/</a> ) ● 気象庁HP ( <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a> )
土砂災害警戒情報	新居浜市からのファックス テレビ・ラジオ メール配信サービス インターネット ● 防災情報 ( <a href="http://www.city.niihama.lg.jp/">http://www.city.niihama.lg.jp/</a> ) ● 気象庁HP ( <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a> )
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	新居浜市からのファックス 防災行政無線 テレビ・ラジオ メール配信サービス インターネット ● 新居浜市のサイト ( <a href="http://www.city.niihama.lg.jp/">http://www.city.niihama.lg.jp/</a> )

【情報伝達の内容・連絡先等】

報告情報	伝達手段	報告先
前兆現象	FAX	市役所(防災担当)、消防署 等
被害情報	FAX	市役所(防災担当)、消防署 等
避難準備等について	館内放送	生徒等 利用者
	口頭	
	FAX	市役所(担当部局、防災担当)、消防署 等
避難開始等について	館内放送	生徒等 利用者
	口頭	
	FAX	市役所(担当部局、防災担当)、消防署 等

【関係機関等連絡先】

機関名	電話	FAX	メールアドレス
新居浜市教育委員会	0897-65-1301	0897-65-1306	k23470@city.niihama.lg.jp
市民部防災安全課	0897-65-1282	0897-33-5180	
新居浜消防本部	0897-34-0119	0897-34-1189	
新居浜警察署	0897-35-0110		
神郷公民館	0897-46-1181		
浮島公民館	0897-34-7617		
垣生公民館	0897-45-0024		
多喜浜公民館	0897-45-0014		
新居浜市災害対策本 災害伝言ダイヤル	0897-65-1349 171		

## 6. 避難誘導に関する事項

### (1) 避難誘導等

指定緊急避難場所へ避難誘導する。

**指定避難場所： 学校校庭**

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、施設内での垂直避難を行い、安全確保を図る。

**施設内避難場所： 北校舎3階**

### (2) 避難基準

#### ① 市役所等からの情報に基づく判断

避難に関する情報の発表や発令等があった場合には、避難等を開始する。

**○避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令**

#### ② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

#### <土砂災害の前兆現象>

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

### (3) 避難方法

#### ① 指定緊急避難場所へ避難の場合

避難場所： 学校校庭  
避難場所までの距離： 0m  
移動手段： 徒歩  
避難経路： 別添図のとおり

#### ② 施設内避難の場合

避難場所： 北校舎3階  
移動手段： 徒歩(階段)  
避難経路： 別添図のとおり

※避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

※停電による、照明設備やエレベータ等の停止に留意しておく。

### (4) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

- ・避難場所へ移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

(5) 避難の実施

避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、職員及び生徒等に周知する。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおり。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ20台、タブレット端末20台、ファックス3台、乾電池30個
避難誘導用	教職員・児童生徒名簿、携帯電話5台、拡声器6台、懐中電灯3台、乾電池30個、投光器3台、発電機3台
屋内安全確保用	水1日分、食料1日分、寝具50人分、防寒具350人分、間仕切り8枚
生徒用	おむつ92枚、液体ミルク48本 粉ミルク1個
その他	簡易トイレ4個 携帯トイレ200個 生理用品28枚

浸水を防ぐための対策

土のう20個
--------



## 8. 防災教育及び訓練の実施

職員、生徒への防災教育及び訓練を以下のとおり実施よう努める。

### ■防災に係る研修

防災に関する研修は、毎年1回を基本に実施する。

1 全職員を対象として防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※毎年10月目途。

全職員を対象として防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※毎年10月目途。

### ■防災訓練

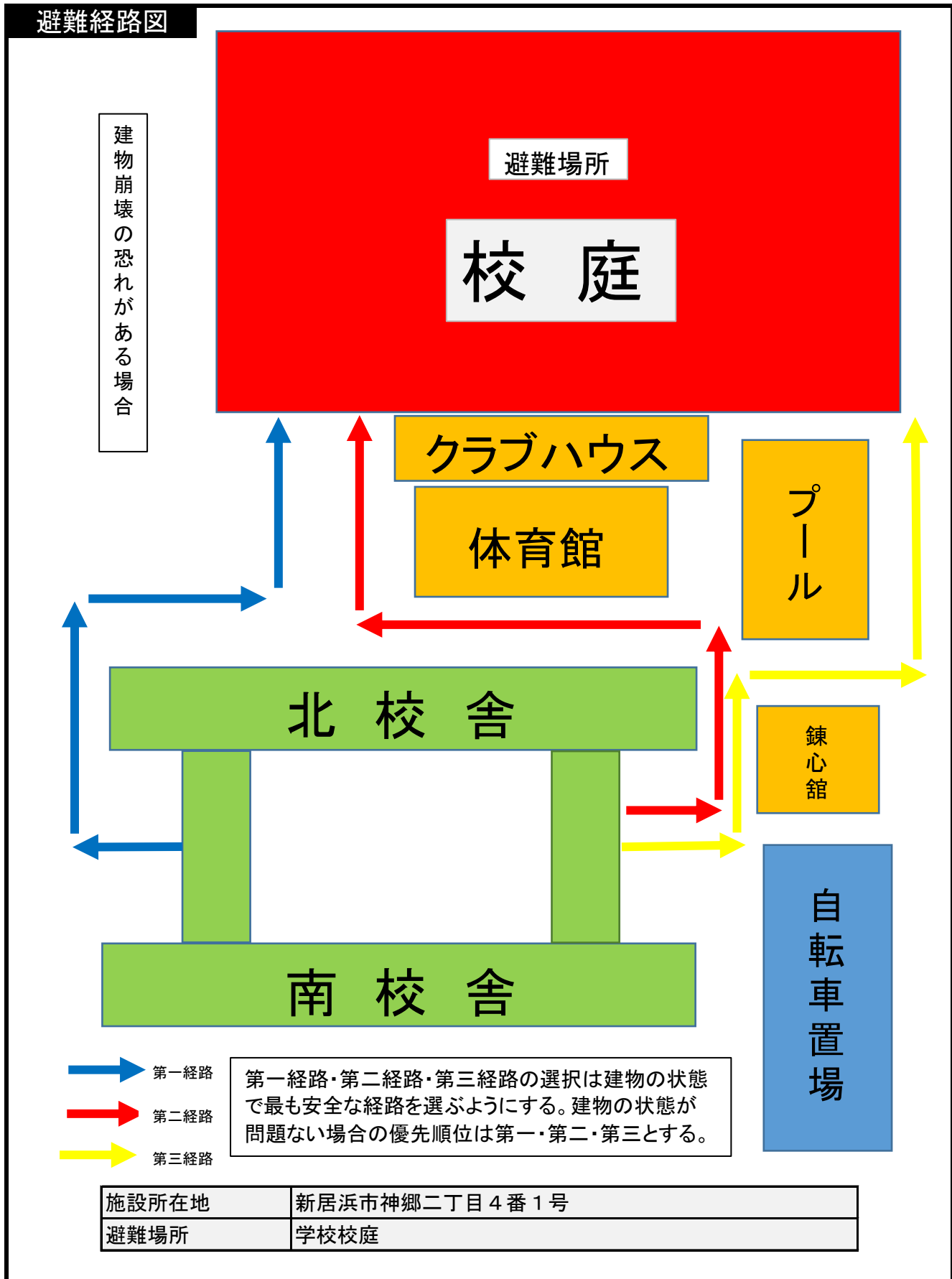
1 生徒（職員含む）を対象として避難訓練及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※毎年4月目途。

2 生徒（職員含む）を対象として避難訓練及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※毎年9月目途。

【周辺の避難経路図】



【避難経路図(館内)】

土砂災害、水害の恐れがある場合

